

2 資源循環

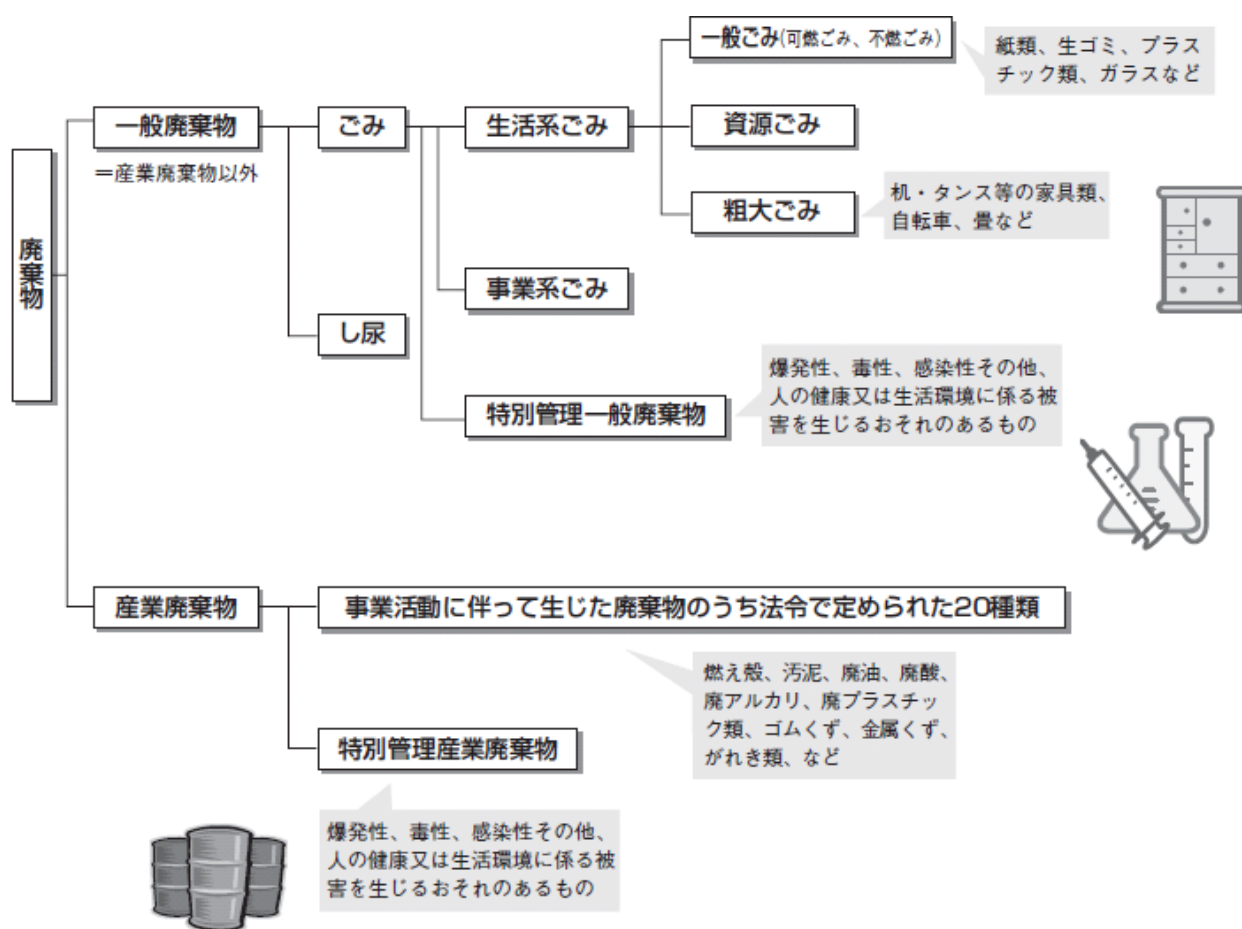


1 資源循環の現況と課題

県を将来にわたって環境にやさしく、豊かな地域社会としていくため、廃棄物の発生抑制、循環的利用を推進し、排出することとなる廃棄物▼についても、環境に負荷を与えないように適正に処分することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減された循環型社会を地域から形成していくことが求められています。

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」により、事業活動に伴って生じた廃棄物である「産業廃棄物」とそれ以外の日常の家庭生活等から排出される「一般廃棄物」に分類されます。事業者は事業活動に伴って生じた産業廃棄物について、市町村は家庭生活等から排出される一般廃棄物について、それぞれ処理する責任を負っています。

▲図2-2-1 廃棄物の分類



1 一般廃棄物（ごみ）

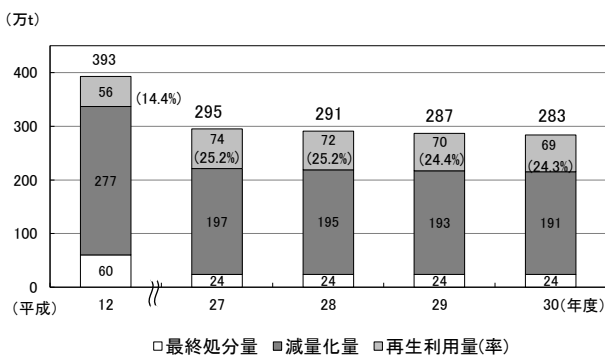
県内の一般廃棄物（ごみ）の排出量は、平成 30 年度においては 283 万トンとなっており、ピーク時の平成 12 年度と比べると 110 万トン減少し、近年も減少傾向にあります。

再生利用量は、平成 30 年度においては 68 万トンとなっており、近年は減少傾向にあります。

最終処分量は、平成 12 年度の 60 万トンから平成 30 年度の 24 万トンへと減少していますが、近年は横ばいとなっています。

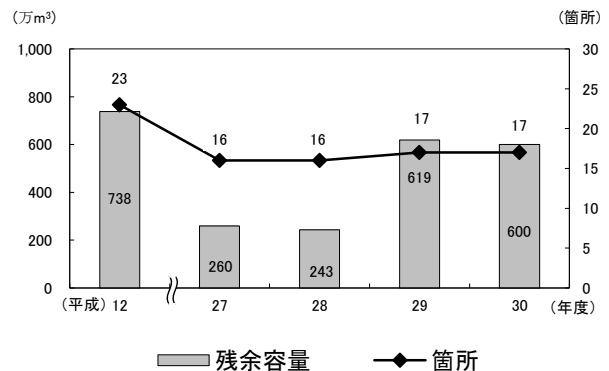
最終処分場の残余容量は、平成 30 年度末で 600 万³となっています。なお、区域内に最終処分場を持たない市町村や、区域内の最終処分場の残余容量がひっ迫している市町村があります。

▲図2-2-2 ごみの排出状況推移



※ 端数処理の関係上、内訳の計が合計と一致しないことがあります。

▲図2-2-3 最終処分場の状況

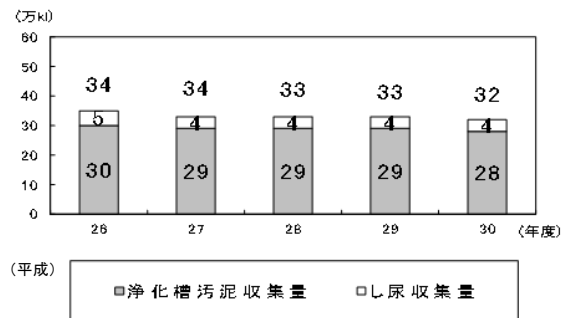


※ 平成 12 年度は維持管理中の最終処分場を含んでいます。

2 一般廃棄物（し尿）

平成 30 年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集量は、32 万 kℓ とやや減少傾向になっています。内訳は、し尿が 4 万 kℓ と浄化槽汚泥が 28 万 kℓ となっています。

▲図2-2-4 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移



※端数処理の関係上、内訳の計が合計と一致しないことがあります。

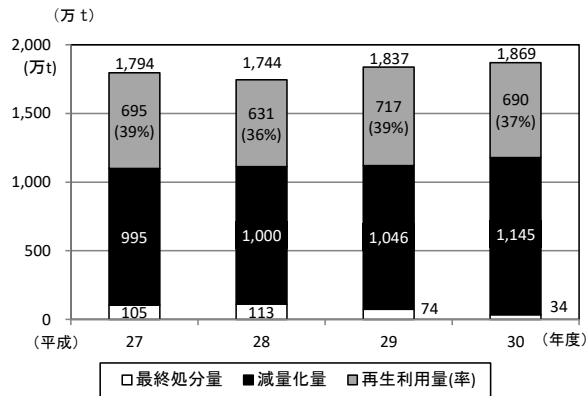
3 産業廃棄物

産業廃棄物の排出量は、平成 30 年度においては 1,869 万トンで、平成 29 年度の 1,837 万トンから 32 万トン増加しました。また、再生利用率は、平成 30 年度は 37%で、平成 29 年度の 39%から 2 ポイント減少しました。製造業においても、平成 30 年度の再生利用率は 37%でした。

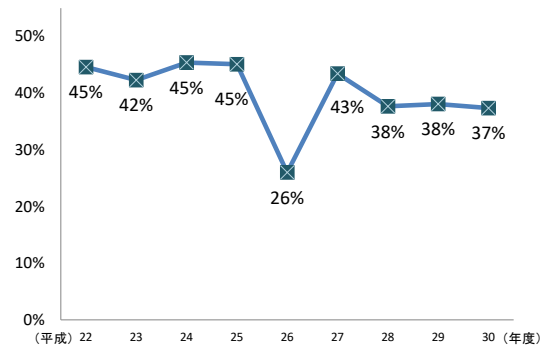
最終処分量は、平成 30 年度は 34 万トンで、平成 29 年度の 74 万トンから 40 万トン減少しました。

なお、最終処分場の残余容量は減少傾向にあり、平成 30 年度末で 70 万³となっています。

▲図2-2-5 産業廃棄物排出状況



▲図2-2-6 製造業における産業廃棄物の再生利用率



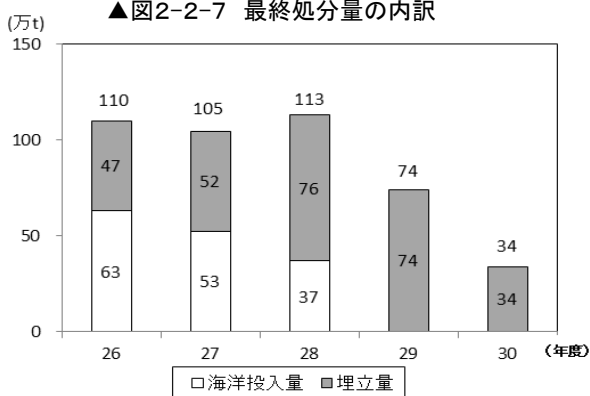
▲表2-2-1 産業廃棄物業種別・種類別排出量(平成30年度)

(単位:千トン)

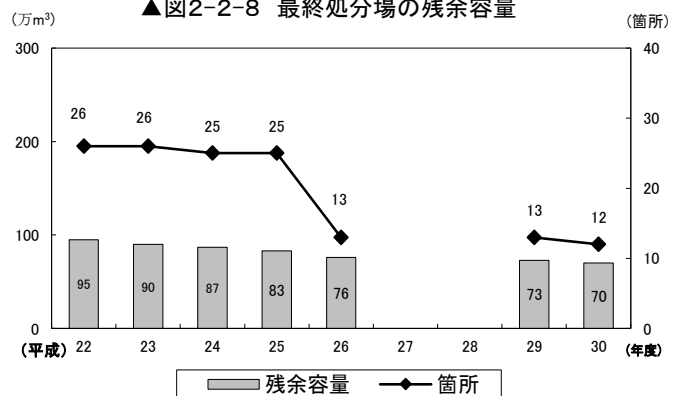
種類	業種	合計	農林漁業		建設業	製造業	電気・ガス・水道業	運輸・通信業	卸・小売業	医療・福祉サービス業	
				鉱業							
合計		18,689		323	2,807	3,569	4,782	6,862	37		309
汚泥		12,352			2,807	551	2,396	6,585	0		13
がれき類		2,616				2,545	19	16	31		4
ばいじん		473					278	195			
木くず		208				183	21	0	4		0
ガラス陶磁器くず		957					956	0	0		0
金属くず		205				112	88	0			6
廃プラスチック類		379				23	70	0	0		285
鉱さい		424					424				

※1 表中の「0」は1トン以上500トン未満、空欄は該当値がないことを示しています。
 ※2、端数処理の関係上、内訳の計が合計と一致しないものがあります。
 ※3 種類は抜粋しているため、合計とは一致しません。

▲図2-2-7 最終処分量の内訳



▲図2-2-8 最終処分場の残余容量

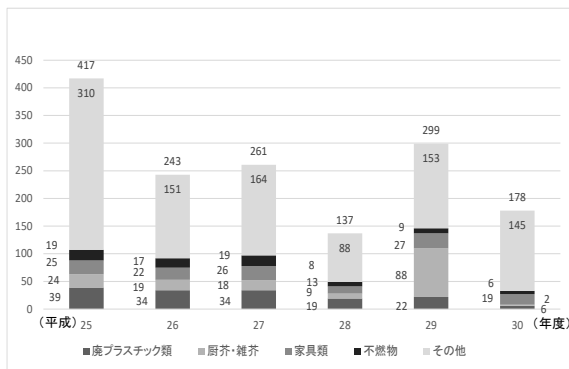


※ 平成27、28年度分は政令市からデータを収集していないため不明。
 ※ 平成26年度分からは、いわゆる「ミニ処分場」及び「旧処分場」を集計対象外としています。

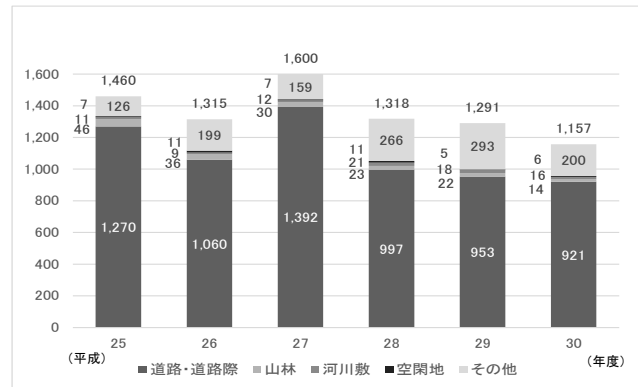
4 不法投棄等・散乱ごみ

平成 30 年度の不法投棄量は 178 トンとなっています。不法投棄物の主なものは廃プラスチック類、建設廃材、家具類、厨芥・雑芥、家庭電化製品、不燃物などです。不法投棄箇所数は、平成 30 年度は 1,157 箇所となっています。不法投棄される場所は、道路・道路際が多くなっています。こうした不法投棄・散乱ごみは、環境汚染や景観の悪化を招き、その処理費用は各自治体等の大きな負担となっています。

▲図2-2-9 不法投棄量の経年変化



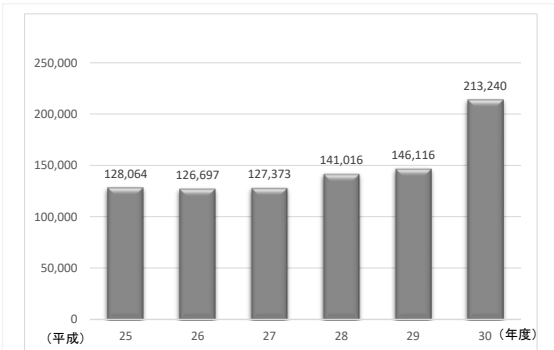
▲図2-2-10 不法投棄箇所の経年変化



また、不法投棄及び不適正保管（以下「不法投棄等」という。）の残存量*は、平成 30 年度は約 213,240 トンとなっており、平成 29 年度以降から急増しています。これは既存事案について、行為者が所在不明となったり、資金不足を理由に大幅な改善が進んでいないことに加え、新たな大規模事案が発生したことによるものです。

*1件当たり 10t 以上の不法投棄等の残存量の合計

▲図2-2-11 不法投棄等残存量の推移



出典：環境省「産業廃棄物不法投棄等実態調査」

2 資源循環に関する県の取組

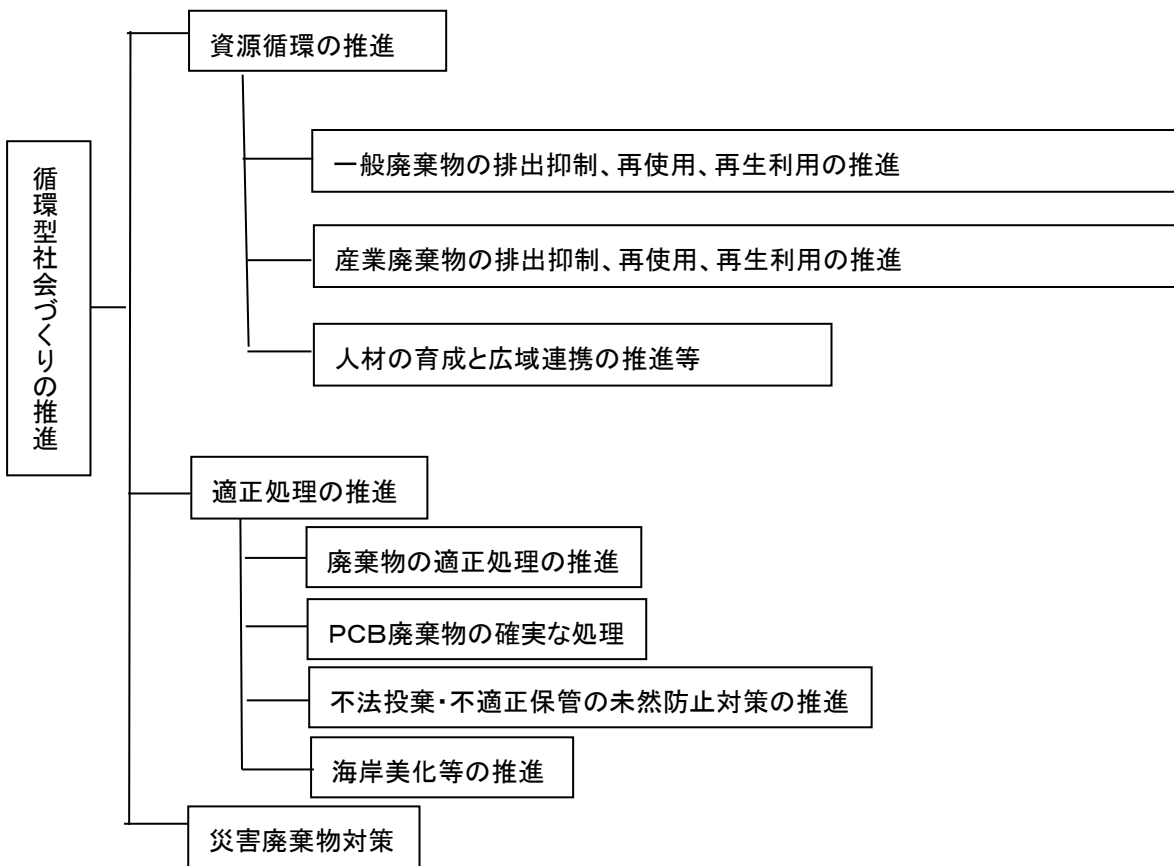
県では、循環型社会の実現に向けた取組を県民、事業者、市町村とともに、具体的に進めていくために、平成 14 年 3 月に「神奈川県廃棄物処理計画」を策定しました。

その後、平成 24 年 3 月に「神奈川県廃棄物処理計画」を「神奈川県循環型社会づくり計画」と改め、基本理念として「廃棄物ゼロ社会」を掲げるとともに、計画期間を平成 24 年度から令和 3 年度とし、前半の 5 年間（平成 24 年度から平成 28 年度）の事業計画を設定して取組の推進を図ってきました。

平成 28 年度までの前半 5 年間の事業計画が終了することから、平成 29 年 3 月に後半 5 年間の事業計画を策定し、「神奈川県循環型社会づくり計画」を改訂しました。

改訂に当たり、廃棄物をめぐる最近の動向や廃棄物の再生利用率が伸び悩んでいる状況を踏まえ、再生利用率に係る目標等を追加しています。

▲図2-2-12 廃棄物対策体系



1 資源循環の推進

一般廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進

県民・事業者の一人ひとりの「ものを大切に使う」行動が促進されるよう、普及啓発に取り組むとともに、3R（排出抑制、再使用、再生利用）を推進する事業者への支援や市町村への情報提供・技術的支援に努めています。また、ごみの適正処理による環境負荷の低減や各種リサイクル制度の推進による取組を進めています。

■ ごみ処理の有料化

市町村では、ごみの排出抑制に向けた経済的手法の一つとして、一般廃棄物、特に家庭系ごみの処理について、手数料を徴収する動きが出ています。

令和2年4月現在では、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、寒川町、二宮町が家庭系ごみの有料化を実施しています。また指定袋での収集については、17市町で実施しています。

■ 生ごみ処理機等の購入費の助成

市町村では、家庭での生ごみの自主的な資源化・排出抑制を促進するため、生ごみ処理容器や電気式生ごみ処理機の購入にあたって、その一部を助成しています。令和2年4月現在、28市町村が制度化しています。

■ ごみ処理広域化の推進

県では、一般廃棄物の減量化・資源化の推進による循環型社会の構築及び一般廃棄物の適正処理による環境負荷の軽減を目的として、広域処理に向けたごみ処理の基本方針、範囲（ブロック）の設定、施設の整備等について定めた「神奈川県ごみ処理広域化計画」を平成10年3月に策定しました。この

計画に基づき、ごみ処理の広域化を推進するため、ブロック毎に市町村による調整会議等が設置され、ごみ処理の広域化の実現に向けた検討・協議が進められた結果、多くのブロックで広域化実施計画が策定されました。

また、「神奈川県循環型社会づくり計画」にごみ処理広域化の取組を位置付け、広域化実施計画の円滑な推進に向けた取組や実施計画未策定のブロックにおける実施計画の策定を支援しています。

■ レジ袋削減に向けた取組の推進

県では、県内のスーパーなどの事業者や消費者団体等の各種団体、市町村、県を構成員とする「神奈川県レジ袋削減実行委員会」を設置するとともに、4者が連携・協力して推進したレジ袋削減の実績を、「神奈川県におけるレジ袋の削減に向けた取組の実践に関する宣言」（平成21年5月）の取組として取りまとめました。CO₂と廃棄物を削減し、「環境にやさしい生活スタイル」を実現していくための取組として、日常生活の中で誰もが簡単にできる「レジ袋の削減」の宣言に賛同する事業者等とともに、進めています。（令和元年7月現在 164社・団体：1,183店舗）

■ リユースショップ認証制度の実施

リユースのさらなる促進のため、県民がリユース品（中古品）の売却や購入に当たって安心してリユースショップを利用できるようにする必要があることから、一定の要件を満たした店舗について県が認証を行う「かながわりユースショップ認証」を平成26年4月から実施しています。（認証：令和2年5月末現在 60店舗）

■ 県民への情報等の提供

県では、県内市町村及び一部事務組合の一般廃棄物処理事業の概要をまとめた「一般廃棄物処理事業の概要」を作成し、ごみ処理状況、し尿及び浄化槽汚泥の処理状況、一般廃棄物処理施設の稼働状況等について情報提供を行いました。また、容器包装廃棄物の分別収集を具体的に進めるための「第9期神奈川県分別収集促進計画」を策定し、ホームページ等を活用して、容器包装廃棄物のリサイクルの推進を図っています。

■ 各種リサイクル法の施行

国では、平成12年度を循環型社会元年と位置づけ、「循環型社会形成推進基本法」を制定しました。このほか、「廃棄物処理法」、「資源有効利用促進法」、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「自動車リサイクル法」、「小型家電リサイクル法」及び「グリーン購入法」の10本の法律を整備し、循環型社会の形成に向けて取組を進めています。

容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の排出の抑制、分別収集及び再商品化を推進するため、市町村は「分別収集計画」を、県は「分別収集促進計画」を策定しています。この計画に基づき市町村が容器包装廃棄物の分別収集を行っており、平成30年度は、281,098トンが収集されています。

家電リサイクル法は、家庭用のエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目を小売業者が引き取り、製造業者が一定水準以上のリサイクルを実施することを義務づけています。

令和元年度に本県の指定引取場所で引き取られた台数は、約110万2千台でした。また、国は、製造事業者による再商品化等については、いずれも法定基準を上回る再商品化率が達成されたと報告しています。

建設リサイクル法は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講じることにより、建設資材廃棄物のリサイクルの円滑な推進を図ることを目的としています。

なお、建設リサイクルを推進するために、ホームページ等を活用して、建設資材の分別解体等の適正実施について説明するなど、建設リサイクル施策の啓発を実施しています。

食品リサイクル法では、食品製造等で生じる加工残さや、食品の流通・消費過程等で生じる売れ残りや食べ残し等の「発生抑制」を行い、発生した食品廃棄物等については、飼料化や肥料化などの「再生利用」に取り組むことで、廃棄処分を減らし、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指しています。

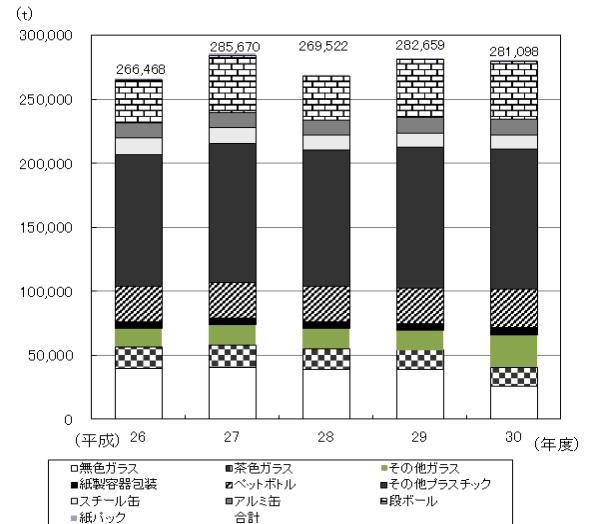
自動車リサイクル法では、「拡大生産者責任」の考え方にに基づき、自動車製造業者等が自ら製造・輸入した自動車在使用済みとなった場合に、シュレッダーダスト、エアバック類、フロン類を引き取ってリサイクル（フロン類については破壊）を行う義務を負います。

リサイクル等に必要となる費用は、リサイクル料金として自動車所有者が負担します。

なお、再資源化率は90%以上で、目標値を超えていることが国から報告されています。

小型家電リサイクル法では、携帯電話やデジタルカメラ等の使用済小型家電について、市町村等が、主務大臣による認定を受けた認定事業者その他再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すことにより、廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保を図っています。

▲図2-2-13 容器包装リサイクル法による収集実績(本県)



※端数処理の関係上、内訳が合計と一致しないことがあります。

産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進

廃棄物処理法政令市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市）と連携し、事業者による生産工程・流通過程での自主的な排出抑制や再使用、再生利用などの取組を促進するとともに、建設廃棄物についての再資源化の取組や、上下水道において発生する汚泥の減量化や再生利用の取組を推進しています。

■ 廃棄物自主管理事業

廃棄物をめぐる問題の解決のためには、製品の開発や設計、流通、消費に至る段階において、廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷を少なくしていくことが必要です。

県では、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市と協働し、産業廃棄物の多量排出事業者が行う廃棄物の発生抑制等に向けた自主的な取組を促進するため、平成8年度から廃棄物自主管理事業を進めてきました。その後、平成12年6月の廃棄物処理法改正により、多量排出事業者に産業廃棄物処理計画の作成、提出及びその実施状況の報告が義務付けられたことから、これを基礎にして、多量排出事業者には該当しない事業者にも、同様の取組を呼びかけ、自主管理事業を推進しています。

この事業では、廃棄物の発生抑制等について事業者が自己評価できるよう、各事業者の取組状況について全県的に集計・分析を行い、集計結果や他社の取組事例等の情報提供を行いました。

なお、廃棄物自主管理事業のホームページは、こちらからご覧になれます。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/f94/>

廃棄物自主管理事業

検索

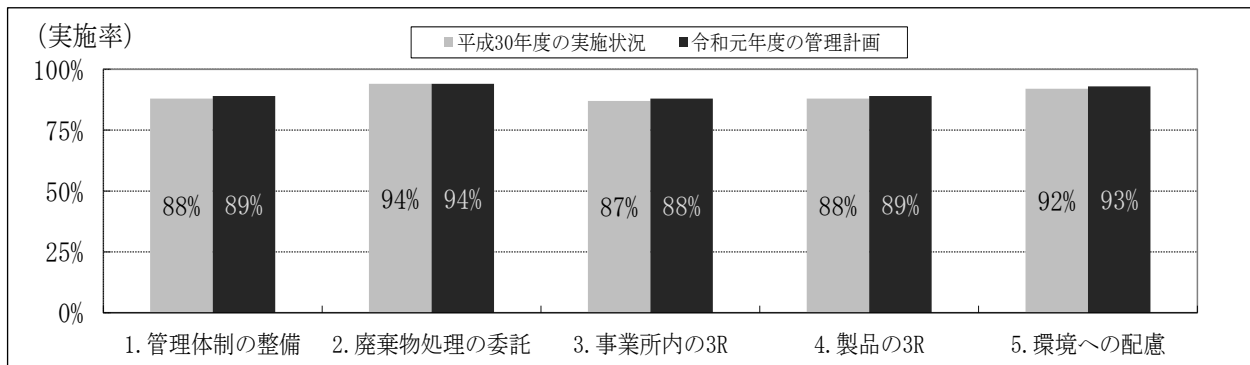


●対象事業者●

- (1) 廃棄物処理法で定める多量排出事業者（法定多量排出事業者）
 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの
 ア 前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場
 イ 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場
- (2) 県と政令市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市）が独自に対象とする事業者（県政令市独自対象事業者）
 次の事業場を設置している事業所
 ア 前年度の産業廃棄物の発生量が 800 トン以上 1,000 トン未満の事業場
 イ 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 40 トン以上 50 トン未満の事業場

▲表2-2-2 廃棄物の発生抑制等に向けた取組項目とその取組状況

取組項目	代表的な取組例
(1) 管理体制の整備	文書規定及び組織の整備、3R目標の設定とその結果の評価
(2) 廃棄物処理の委託	委託契約時の管理、委託契約後の管理
(3) 事業場内の3R	事業場内における廃棄物の発生抑制、循環的利用の取組
(4) 製品の3R	製造における廃棄物の発生抑制、循環的利用の取組
(5) 環境への配慮	グリーン購入、廃棄物の分別・回収の表示、情報提供



■ かながわりサイクル製品認定制度

県では、平成 22 年度から、廃棄物等の発生抑制及び資源の循環的な利用の促進並びにリサイクル産業の育成と振興を図り、循環型社会の形成に資することを目的として、品質、安全性について一定の要件を満たすリサイクル製品の認定制度を実施しています。

(令和 2 年 3 月末現在認定件数：18 事業者・25 製品)

■ 総合的なリサイクル関連情報の提供

県では、リサイクル関連情報の総合情報サイト「かながわりサイクル情報」(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/index.html>)をホームページ内に開設し、県民、事業者、市町村等の 3 R への取組を支援するために幅広く情報を提供しています。

<提供している主な情報>

- ・循環型社会形成推進基本法

- ・個別リサイクル法（小型家電、容器包装、自動車、家電、食品など）
- ・廃棄物処理法
- ・暮らしに役立つ情報（市町村別ごみ分別収集方法、ごみカレンダー情報など）

- ・事業者向け情報（産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可申請等、廃棄物自主管理事業、廃棄物再生事業者登録など）
- ・ワンウェイプラ削減の取組
- ・リユースショップ認証制度
- ・リサイクル製品認定制度

詳しくは、ホームページをご覧ください。

神奈川県 資源循環推進課

検索



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/index.html>

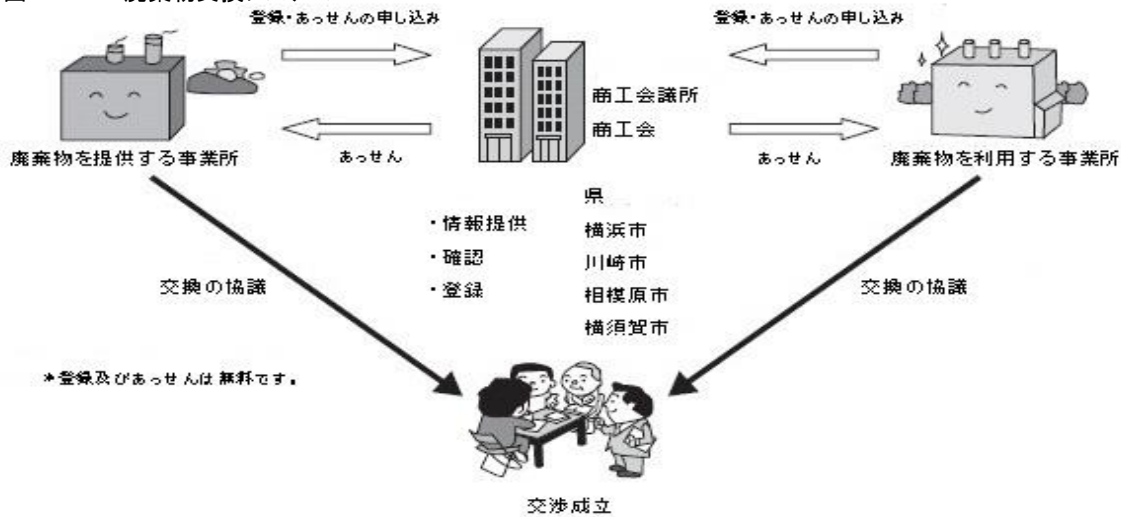
■ 廃棄物交換システムの推進

県では、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及び商工会議所・商工会とともに、県内の事業所で排出された廃棄物のうち、他の事業者が再利用できるものについて、廃棄物の提供希望・再利用希望の情報提供及びあっ旋を行い、廃棄物の循環利用を促進しています。令和元年度においては、35件、1,027トンの交換が成立しました。また、令和2年3月末現在で253件（提供希望156件、再利用希望97件）の情報が登録されています。

▲表2-2-3 廃棄物交換システムの成立実績

実績	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
件数	77件	78件	71件	65件	68件	46件	35件
交換実績	2,678トン	2,099トン	1,199トン	1,428トン	1,529トン	1,185トン	1,027トン

▲図2-2-14 廃棄物交換システム



■ 公共工事における建設廃棄物の再資源化、下水道汚泥の再資源化

県では、公共工事から排出される建設廃棄物の再資源化に取り組んでいます。県土整備局では、コンクリート廃材とアスファルト廃材については、路盤材として利用するなどにより再資源化がほぼ100%行われ、建設発生木材等についても、製紙原材料チップとして利用するなど、再資源化がほぼ100%行われています。また、廃棄物を有効な資源として積極的に利用したリサイクル資材の率先利用も推進しています。

下水道事業から排出される汚泥は、下水道普及率の向上に伴って産業廃棄物の排出に占める割合は

高くなっています。排出された汚泥は、脱水、焼却などによる減量化や、有効利用を図っています。なお、流域下水道▼では、汚泥焼却灰を100%建設資材の原材料の一部として活用を図っています。

■ 有機物の資源化

県では、食品廃棄物などのバイオマス▼について、資材の安全性を確保しながら、農業の持つ自然循環機能を生かして、高品質な野菜や果実づくりのための堆肥としての活用など、農業分野での利用推進を図っています。

畜産経営に伴って排出される家畜排せつ物については、「神奈川県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づき、家畜排せつ物処理施設整備などの支援を行い、堆肥化して農地還元するなど、資源としての有効利用の促進を図っています。

人材の育成と広域連携の推進等

循環型社会の実現に向け、「自ら考え、選択して行動する人」を育てるため、学校や家庭、地域における環境教育・学習を通じた環境活動の支援をしています。また、他の自治体と連携・協力した広域的な取組及び環境関連技術の研究を推進しています。

2 適正処理の推進

一般廃棄物処理施設の整備及び維持運営の支援を行うとともに、産業廃棄物の適切な保管・処理の指導や有害物質を含む廃棄物等の適正処理を促進しています。

廃棄物の適正処理の推進

■ 一般廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物処理施設の整備及び維持運営が円滑かつ適正に実施されるよう、廃棄物処理法に基づき、必要な技術的支援や指導を行っています。併せて下水道の普及や浄化槽の整備の状況を踏まえ、し尿・浄化槽汚泥の適正処理を促進しています。

■ 産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の処理について、排出事業者が自らの廃棄物の排出抑制から最終処分までの責任を果たすよう、処理基準、委託基準、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）制度等の法令遵守の徹底や適正処理の指導を行っています。収集運搬業者や処分業者に対して、処理基準、委託基準、マニフェスト制度、廃棄物処理施設に係る定期検査制度等の法令遵守の徹底や適正処理の指導を行っています。

○電子マニフェストの普及促進

不法投棄等の不適正処理の防止や廃棄物の処理事務の効率化を図るため、関係機関と連携を図り、電子マニフェストの普及促進を図っています。

○優良な産業廃棄物処理業者の認定制度の適切な運用

優良産業廃棄物処理業者認定制度の適切な運用により、優良な処理業者の育成をしています。また、関係団体と連携して講習会を行うなど法令や処理技術の習得を支援しています。

○県立県営「かながわ環境整備センター」の適正な運営

安全性のモデルとして設置した県立県営の産業廃棄物最終処分場「かながわ環境整備センター」の適正な運営に取り組んでいます。

コラム かながわ環境整備センター（産業廃棄物最終処分場）について

かながわ環境整備センター（産業廃棄物最終処分場）は、ひっ迫している産業廃棄物最終処分場の確保を推進するために、県立県営の産業廃棄物最終処分場として設置、運営され、安全性のモデルとして、民間施設の設置を促進するとともに、産業廃棄物の適正処理を図ることを目的としています。

施設概要

所在地	横須賀市芦名3丁目 1990 番地ほか
施設の形式	管理型最終処分場（地下水汚染防止のためのしゃ水構造や浸出水処理施設のある処分場）
規模	敷地面積 約 15 ha（埋立地面積 約5ha）、全体埋立容量 約 75 万 m ³ （廃棄物埋立容量 約 54 万 m ³ ）
対象廃棄物	①燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん並びに燃え殻、汚泥及びばいじんを処分するために処理したもの ②石綿含有産業廃棄物、廃石膏ボード ③ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）、陶磁器くず及びがれき類（②を除く） ※県内事業所から排出される産業廃棄物のうち、原則として、焼却・破碎等の中間処理▼されたもの
跡地利用	都市計画道路（市道坂本芦名線）の建設、緑化復元等



■ 有害物質を含む廃棄物等の計画的な処理

排出事業者や産業廃棄物処理業者に対して適正処理に関する周知や指導を行い、アスベスト▼廃棄物の適正処理を促進しています。また、医療機関などから発生し、人が感染するおそれのある廃棄物の適正処理及び在宅医療廃棄物の円滑な回収を促進しています。

■ 立入検査の実施

県では、廃棄物の適正な処理を確保し、生活環境の向上を図るため、「神奈川県環境農政局環境部における生活環境保全等に係る立入検査計画策定要綱」に基づき、年度ごとに重点的な取組項目を定めた上で立入検査の実施に係る基本計画を策定し、立入検査による監視・指導を行っています。

令和元年度は、市町村等が設置する一般廃棄物処理施設については、焼却施設や最終処分場の維持管理に関して、延べ54件の監視・指導を行いました。

産業廃棄物については、焼却施設や最終処分場などの産業廃棄物処理施設の維持管理、**PCB**廃棄物などの産業廃棄物の保管状況などについて、排出事業者387件、産業廃棄物処理業者199件の監視・指導を行いました。また、焼却施設や最終処分場などの維持管理に伴う二次公害等を発生させないよう、排水・排ガスなどの検査を定期的に行っています。

▲表2-2-4 立入検査における監視・指導件数

一般廃棄物(市町村等が設置する処理施設)

(単位:件)

区分	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
ごみ処理施設	23	21	23	19	22
粗大ごみ処理施設等	8	11	8	11	9
し尿処理施設	1	2	3	1	2
最終処分場	27	26	25	25	21
計	59	60	59	59	54

※横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市は除く。

産業廃棄物

(単位:件)

区分	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
排出事業者	334	434	464	447	387
処理業者	282	274	254	259	199
計	616	708	718	706	586

※横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市は除く。

PCB廃棄物の確実な処理

PCB廃棄物等について、「神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、法令で定められた期限までに確実に処理を完了します。

■ PCB廃棄物の対策

昭和47年にPCBの製造が中止となり、PCB廃棄物は廃棄物処理法により平成4年から**特別管理廃棄物**に指定され、事業者によって保管されています。

平成13年6月に、「**ポリ塩化ビフェニル**廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)」が公布され、PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年度保管状況を届け出ること及び平成28年7月までに適正に処理することが義務付けられました。

その後、平成24年12月に、PCB特別措置法施行令の一部が改正され、PCB廃棄物の処理期限は令和8年度末までとされました。

さらに、平成28年5月にPCB特別措置法、7月にPCB特別措置法施行令・施行規則の一部が改正され、県内にある高濃度PCB廃棄物の処理期限については、変圧器・コンデンサー等は令和3年度末まで、安定器・汚染物等は令和4年度末まで、低濃度PCB廃棄物については令和8年度末までとなり、届出の内容や様式についても変更されました。

県ではPCB特別措置法に基づく「神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を平成18年3月に策定、平成27年3月及び平成29年3月に同計画を変更し、円滑な処理を推進しています。

■ PCB廃棄物の適正処理

高濃度PCB廃棄物については、国の関与のもと、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）が全国を5つのブロックに分けて広域処理施設を整備し、本県を含む一都三県分については、変圧器・コンデンサー等は東京PCB処理事業所で、安定器・汚染物等は北海道PCB処理事業所で、一部のコンデンサーは北九州PCB処理事業所で処理を行っています。

低濃度PCB廃棄物については、平成21年11月の廃棄物処理法施行規則改正後、国の無害化処理認定制度や都道府県知事許可により設置された処理施設で処理を行っています。

不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進

不法投棄を許さない地域づくりをめざして、県民、事業者、市町村や県警等と連携・協力して、不法投棄の未然防止対策を進めるとともに、不法投棄物の早期撤去を促進し、原状回復を進めます。

■ 未然防止対策

県では、不法投棄・散乱ごみを防止するために、不法投棄撲滅キャンペーンなどを実施し、不法投棄の実態や原状回復の困難性などを広く県民に訴えることにより、不法投棄防止の普及啓発を図り、不法投棄がされにくい環境づくりに取り組んでいます。

また、市町村と合同して不法投棄パトロールを実施するとともに、不法投棄が行われやすい時間帯を中心とした警備会社による監視や不法投棄が行われやすい場所での監視カメラによる監視を実施しています。

さらに、民間の9団体と「神奈川県不法投棄及び不適正保管の情報提供に関する協定」を締結し、民間9団体の車両にステッカーを貼付することにより、不法投棄防止を広く呼びかけています。

県管理地などの公有地については、車止めやゲートの設置による車両の乗り入れ規制、防止看板や防止柵の設置を積極的に実施しています。

■ 原状回復対策

県では、不法投棄を確認した段階で調査を実施するなど、原状回復に向け迅速に対応しています。新たな不法投棄の誘発、不法投棄の常習化・大規模化を防止するため、不法投棄物の撤去を実施しています。

●不法投棄緊急撤去事業●



【撤去前】



【撤去後】

海岸美化等の推進

県の美しい海を守るため、「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、県、沿岸13市町及び（公財）かながわ海岸美化財団（以下「美化財団」という。）が連携・協力し、海岸清掃事業や美化啓発活動を推進しています。

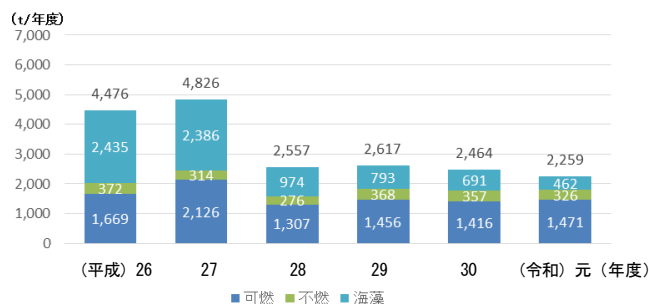
■ 美化財団に対する支援

県と相模湾沿岸の13市町の合意のもとに設立した美化財団が行う計画的な清掃や啓発等の取組を支援しています。

■ 沿岸13市町等と連携協力した海岸清掃・美化啓発の推進

県、沿岸13市町及び美化財団が連携・協力し、海岸清掃事業や美化啓発活動に取り組んでいます。

▲図2-2-15 海岸ごみ回収の実績



3 災害廃棄物対策

神奈川県災害廃棄物処理計画の策定

県では、大規模災害で発生する災害廃棄物について、より一層迅速な処理が進むよう、国、関東周辺の都県、県内市町村、民間事業者団体等と連携・協力を深めながら、広域的な災害廃棄物処理体制の枠組みづくりに取り組んでいます。

平成29年3月には、平成23年3月に発生した東日本大震災や、平成27年7月の廃棄物処理法改正及び平成28年1月の廃棄物処理法の基本方針の変更を受け、それまでの「神奈川県災害廃棄物処理基本大綱」及び「神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針」を廃止し、新たに「神奈川県災害廃棄物処理計画」(以下「本計画」という。)を策定するとともに、「神奈川県災害廃棄物等処理業務マニュアル」及び「市町村災害廃棄物等処理業務マニュアル(モデル)」を一本化し、新たに「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」を策定しました。

計画に基づく取組

本計画では、県と市町村の役割分担や処理の基本方針などの「基本的事項」のほか、発災時に災害廃棄物の処理を円滑に行うための「平時の備え」や、災害廃棄物処理に係る「発災時の対応」に関する事項を整理しています。

県では、本計画の平時の備えに基づいて、「協力体制の構築」、「市町村等に対する技術的支援」、「職員の教育訓練」等に取り組んでいます。

■ 協力体制の構築

環境省と1都9県等で構成する関東ブロック協議会において、県域を越えた災害廃棄物処理体制の構築に向けた取組を進めているほか、平成29年4月には、県が民間事業者団体と締結している災害廃棄物処理に関する協定について、より実効性の高い連携体制を整備するために協定内容の見直しを行いました。

■ 市町村等に対する技術的支援

発災時に災害廃棄物の処理主体となる市町村が、適正かつ円滑・迅速な処理を行うことが出来るよう、計画未策定の市町村を対象としたセミナーを実施し、発災時の業務の洗い出し等を行うなど、災害廃棄物処理計画策定の支援を行いました。

■ 職員の教育訓練

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためのスキルアップや担当者間の顔の見える関係づくりを目的に、有識者や被災経験のある自治体職員を招いた講習会を開催し、過去災害における課題・対応策の共有等を図りました。また、県西地域の市町及び協定を締結した民間事業者団体等を対象に、災害発生初動期の処理に係る机上演習を実施し、最大震度7の地震が発生した場合における廃棄物処理に係る対応や、県等への支援要請までの流れを確認し、県の災害廃棄物処理業務マニュアルや県及び市町で締結している協定等の検証を行いました。

県では、市町村の災害廃棄物処理計画の策定状況等を把握するとともに、県が実施した講習会や訓練の効果を検証するなど、県及び市町村等の取組状況について点検を行うことで、発災時に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できる体制の整備を推進しています。

■ 災害廃棄物の処理

令和元年9月から10月にかけて猛威をふるった台風第15号及び第19号は、記録的な暴風や大雨をもたらし、各地で甚大な被害が生ずるとともに、大量の災害廃棄物が発生しました。

県は、被災市町村が災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、国や関係団体と連携し、災害廃棄物処理対策に係る情報提供や技術的支援を行いました。